

開聞都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において，都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，開聞都市計画区域においては，「美しい自然，心豊かな人，活力に満ちた生きがいのある町“かいもん”」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

開聞都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
主要用途の配置の方針	3
土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
交通施設の都市計画の決定の方針	4
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	6
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	7
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
主要な市街地開発事業の決定の方針	7
市街地整備の目標	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	8
基本方針	8
主要な緑地の配置の方針	8
実現のための具体の都市計画制度の方針	9
主要な緑地の確保目標	9

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

開聞都市計画区域(以下「本区域」とする。)は、鹿児島県の南薩地域に位置し、加世田市を起点とし鹿児島市を終点とする国道226号、指宿市を起点とし開聞町を終点とする県道岩本開聞線の都市間を連絡する幹線道路が通っている。

本区域の一部及び周辺部は霧島屋久国立公園に指定され、本区域内にはそうめん流し発祥の地「唐船峡公園」やカルデラ湖「鏡池」、玉乃井等の名勝・旧跡が数多く残されている。また、本区域の南西方面には薩摩富士とも呼ばれる美しい開聞岳がそびえ、本区域の位置する開聞町のシンボルとなっている。開聞岳の麓には、日本一早く咲く菜の花畑が広がり、菜の花マラソンや菜の花マーチなどが開催され、県内でも有数の観光地として知られる。

また本区域は、古くから開聞岳をご神体とする薩摩一の宮「枚聞神社」の門前町として栄えてきた。この枚聞神社は、現在も南薩地域の総氏神として、区域内外からの参拝客で賑わっている。

本区域は、気候が温暖で、冬でも零度以下に下がることは希であり、十町地域西部には無霜地帯もある。このような気象条件のもと、農業を基幹産業としており、特に野菜や花き栽培、牛の肥育や養豚などの畜産業が盛んである。

本区域の中心市街地である十町商店街には、役場等の公共施設や病院、商店等が集積しているが、店舗の郊外進出や少子高齢社会による後継者不足等により商店街の空洞化が進んでいるため、中心市街地の活性化が大きな課題となっている。また、区域内に点在する集落には、狭あい道路等が残されているため、防災機能や生活環境の向上を図る必要がある。

このような現状を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「美しい自然、心豊かな人、活力に満ちた生きがいのある町“かいもん”」

この基本理念を実現するため、次の3つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを推進する。

自然と調和し安心・安全な生活環境の確立を目指したまちづくり

豊かな自然環境や美しい景観との調和を考慮しつつ、都市基盤の整備及び各種防災対策を進め、快適・便利・安全な居住環境の形成を目指す。

特性を活かした産業の自立促進と活性化を目指したまちづくり

都市基盤整備との連携による魅力的な商業地づくり、観光と農業の連携による付加価値の高い産業づくり、企業誘致のための環境整備などを進め、

時代の変化に対応し、地域の活力を増進させる産業の形成を目指す。

地方分権への対応を目指した総合的なまちづくり

地方分権が進行するにつれ、地方の果たす役割が大きくなっているため、周辺市町との広域的な交流・連携を図りつつ、豊かな地域資源の活用による地域特性に応じた個性的なまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

十町^{じゅうちやう}地域

十町地域は、本区域の商業、業務、文化、交流等の諸活動を支える都市中心核と位置づけ、商業・業務機能等の集積を図る。

仙田地域から穎娃町を東西に結ぶ国道226号を「広域都市軸」とし、南北に池田湖から長崎鼻公園を結ぶ県道岩本開聞線及び県道長崎鼻公園開聞線を「中央都市軸」と位置づけ、これらを基軸とした地域内の適切な道路網の形成を目指す。

十町地域には、枚聞神社、玉乃井等の区域を代表する文化財が点在することから、歴史・文化拠点として位置づけ、歴史・文化とふれあい憩うことのできる魅力的な地域づくりを進めるとともに、玉乃井から枚聞神社を経て国道226号に至る県道岩本開聞線を、文化・観光の軸として良好な道路環境形成を図る。

北部には区域の代表的な観光施設である「唐船峡公園」を擁しており、今後とも観光客の誘致を図るため、観光レクリエーション拠点と位置づけ、施設等の整備を図る。

上野・仙田地域

仙田地域は、本区域の北部から中央にかけて南北に長い地域であり、北は池田湖に接し南は開聞岳を一部含んでいる。本地域の約半分を占める農用地は、農業ゾーンと位置づける。また、国道226号に沿った西元地区では、近年商業施設が進出しており、新たな商業拠点として位置づけ、魅力的な商業空間の形成を図る。

鏡池は、開聞岳の姿見といわれるなど、貴重な景観を有していることから、歴史・文化拠点と位置づけ、環境保全に努める。

上野地域は、農用地が集落を囲むように存在しており、農業ゾーンとして位置づけ、その保全に努める。

川尻地域

川尻地域は、本区域の南東部に位置している。本地域の県道長崎鼻公園開聞線を境にして、北側にある農用地を農業ゾーンと位置づけ、その保全に努める。また、南側にある県道川尻浦山川線沿いを商業地として位置づけ、良好な商業環境の形成を図る。

川尻漁港を中心とした海岸線に面した集落を漁業集落地域と位置づけ、快適な生活環境の創出に努める。また、川尻地域の海岸及び沿岸地域については、恵まれた自然環境に十分配慮しつつ、国民宿舎周辺における漁港、水辺空間や温泉を活用したスポーツ・レクリエーション施設の整備に努める。

また、自然とふれあう施設として、「開聞山麓自然公園」があり、今後も良好な自然環境に配慮しつつ、住民や観光客等が憩う施設として、漁村環境整備と一体となった周辺整備を目指す。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少しており、今後とも人口の減少傾向が続くと予測される。

製造品出荷額、商品販売額については、今後、増加傾向を示すと予測されるが、商工業による土地需要は、現行の市街地内で収容可能であることから、市街地の拡大の可能性は少ないと判断される。

また、本区域の多くを占める農地、樹林地、自然公園等については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の土地利用規制等により、十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

開聞町役場周辺及び十町、仙田、川尻地域の国道及び県道沿いの地域を、商業拠点として位置づけ、土産品販売店等の育成・誘致を図り、観光客も視野に入れた魅力ある商店街の形成を進める。

b 住宅地

十町地域及び川尻地域の既成市街地を住宅地と位置づけ、都市基盤の充実など良好な居住環境の形成を進める。

土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

十町及び川尻地域の住宅地については、周辺の豊かな自然環境や歴史的資源を保全・活用しながら、ゆとりと個性のあふれる居住環境の維持・形

成に努める。

b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

玉乃井や鏡池などの歴史・文化拠点周辺の自然的環境の保全に努めるとともに、幹線道路沿いの植樹の維持を図る。

c 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域内の急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられている地域や土石流危険渓流の流域については、災害を未然に防止する観点から、市街化や宅地化の抑制に努める。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

自然環境や生態系の保全を図るとともに都市的土地利用の抑制を図り、農林漁業との調和を図りつつ、適切な保全・育成に努める。

f 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

区域内の各地域に住宅用地を確保し、バリアフリーに対応した小規模公営住宅団地の建設に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備方針

本区域の幹線道路は、十町交差点を境に南北方向に県道長崎鼻公園開闢線、県道岩本開闢線、東西方向に国道 226 号及び上野地域から十町地域に連絡する県道大山開闢線から構成されている。

また、これらの幹線道路は、池田湖や唐船峡、枚聞神社、かいもん山麓ふれあい公園を結ぶ観光道路でもあるため、歴史的まちなみと自然環境の調和を図りつつ、狭あいな道路の改良等を進める必要がある。

国道 226 号の十町商店街から仙田地域の西元地区までの区間は、沿道型商業地であり、道路の拡幅、改良を進め、都市基盤の整備を図る必要がある。

さらに、住宅密集地域内に残されている幅員が狭い生活道路については、緊急車両の乗り入れが困難であるため、道路拡幅の必要がある。

このような状況を踏まえて、本区域の交通体系は、次の基本方針のもとに、整備を進めていく。

観光道路として機能する県道の歩道整備及び道路の拡幅を図る。
 観光客の受入れ体制の一環として、自然景観と調和した道づくり整備を
 基本に、区域内の玉乃井付近から十町交差点までの区間及び国道 226 号
 沿いの十町商店街地域及びその周辺の道路整備を図る。
 歩行者空間の整備など生活環境と調和したバリアフリー対策を考慮した
 道路改良を図る。
 防災対策上の観点から、幅員の狭い町道の道路拡幅を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹
 線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を
 目指す。

b 主要な施設の配置方針

ア 道路

自然環境や景観と調和した道路の整備を進めるとともに、安全性・快適
 性・機能性を高めるため、次の基本方針により適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	本区域の幹線軸であり、また都市間の交流・連携を推進する重 要な都市軸として下記を配置し、歩行者の安全性を確保するため、 道路の拡幅及び景観に配慮した歩道の整備を図る。 東西方向の路線：(仮称)十町通り線(国道 226 号) 南北方向の路線：(仮称)玉乃井十町線(県道岩本開聞線)
都市幹線道路	区域内の交通網の強化を図るとともに、歩行者の安全性の確保 や都市防災機能の向上を図るため、以下の道路を配置し、その整 備を図る。 南北方向の路線： 県道長崎鼻公園開聞線 (仮称)唐船峡仙田線(町道諏訪田京田線)

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	都市幹線道路：県道長崎鼻公園開聞線

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、これまでの生活様式の変化によって、生活雑排水等の処理が環境衛生上重要な課題となっており、合併処理浄化槽の設置及び公共下水道等の整備が必要である。

「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、当面は、生活環境の改善の観点から、合併処理浄化槽の設置を積極的に進める。また、公共用水域の水質保全の観点から、公共下水道事業等の導入を検討する。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

市街地においては、鹿児島県下水道等整備構想に基づき、公共下水道の導入を検討する。

また、その他既存集落等においては、生活雑排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置など、地域の実情に応じた適切な処理方法を検討する。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

川尻・十町地域の中心部については、鹿児島県下水道等整備構想に基づき、下水道事業に関する調査を検討する。

川尻・十町地域中心部を除いた地域については、合併処理浄化槽の設置を進める。

イ 河川

本区域の河川は、宮田川と新川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じ整備を検討する。

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域のごみ処理及びし尿処理施設については、広域市町村圏組合を組織しており、指宿広域市町村圏組合頼娃ごみ処理施設及び指宿広域市町村圏組合開聞し尿処理施設で処理している。今後も広域的な取り組み体制の中で、ごみの減量化や分別収集のシステムづくりなど住民参加型の適正なごみ処理及びし尿処理体制の整備・維持に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理については、頼娃町郡地区にある「指宿広域市町村圏組合ごみ処理場・粗大ごみ破碎処理施設」にて処理しており、今後とも広域的な連携を図る。また、生活水準向上などに伴うごみの増大に対応するために、必要に応じて施設の機能拡充等を図るものとする。

イ し尿処理施設

指宿広域市町村圏組合では、開聞し尿処理施設、指宿し尿処理施設の 2 施設で処理を行っており、今後とも、広域での処理体制を継続する。

c 主要な施設の整備目標

現在、位置は未定であるが、概ね 10 年以内に、広域的な連携によって、ごみ焼却施設、最終処分場、リサイクル施設の整備を行う予定である。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、十町及び川尻地域を中心に構成されている。

国道 226 号の沿道部は中心商業・業務地としての都市機能と魅力ある都市空間形成を図るため、国道 226 号の整備と併せて土地区画整理事業等の面的整備を検討する。

また、狭あい道路が残されている防災上危険な地区についても、面的整備等の検討を行う。

市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域の南方には 標高 924m の開聞岳がそびえ 東シナ海に面している。
本区域は、北西部から東部にかけて丘陵地帯を形成し、その他は概ね平坦地である。

本区域内には鏡池、枚聞神社内の大楠など貴重な自然的環境が点在している。枚聞神社は、十町の市街地内にあり本殿を取り囲むように鎮守の森が形成されている。

河川の下流部の樹林帯及び水辺はビオトープ拠点となっている。さらに、本区域の海岸部は、毎年ウミガメが産卵のため上陸している。

このような状況を踏まえ、歴史的・文化的な景観及び豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を次のように進める。

地域に生息する野生生物の生息環境の保全を図る。

身近に利用できる公園・緑地の確保と交流を深める拠点の形成を図る。

沿岸・丘陵地や景勝地等の昔ながらの自然景観の保全を図る。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	十町海岸部	十町海岸部では、毎年アオウミガメが産卵のため上陸することから、自然環境の継続的な保全を図る。
b レクリエーション系統	十町市街地	人口集積、商業・業務機能等、本区域の中心的機能を担っているとともに、「枚聞神社」、「唐船峡公園」など主な観光拠点がある。同地域については、今後も適正な公園配置計画を進めていく。
	海浜部	東シナ海に面した川尻地域の開聞岳裾野から十町地域の海岸部に至る海浜部は、海洋レジャーや国立公園内に整備された九州自然歩道を利用した自然探索等、レジャー・レクリエーション拠点として位置づけ、その保全に努める。

c 防災系統	区域全体	水害・土砂災害防止のため，保水機能を有する森林等，土砂流出を抑える斜面緑地等の保全を図る。 災害時の避難地として，都市公園の配置を進めていく。
d 景観構成系統	文化財	区域内に点在する鏡池などの貴重な天然資源は，区域特有の景観として，その保全に努める。
	開聞岳を眺望できるポイントからの景観保全	開聞岳は，開聞町を代表する資源であり，唐船峡公園や鏡池を訪れる観光客が眺望する開聞岳の景観の保全に努める。
e その他	枚聞神社周辺	枚聞神社周辺は，歴史的・文化的資源として保全・活用を図る。

実現のための具体の都市計画制度の方針

レクリエーションニーズへの対応，災害時の避難場所の確保など，多面的な機能の確保する観点で都市公園の配置を検討するものとする。

主要な緑地の確保目標

a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね 10 年以内に整備予定の公園等の公共空地はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に緑地保全地区等の地域地区指定を行う予定のある地区はないが，必要に応じて指定の検討を行うものとする。

開聞都市計画
都市計画区域の整備、開発及び
保全の方針図



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、
 具体のルート及び位置を規定したものではありません。

注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に
 整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

住宅地	観光・レクリエーション拠点	鉄道	都市計画区域
商業・業務地	港湾・漁港・空港・飛行場	主要幹線道路(概ね整備済み)	行政区域
農業ゾーン	歴史・文化拠点	主要幹線道路(概ね10年以降)	
樹林地ゾーン	河川・海・湖沼	都市幹線道路(概ね整備済み)	
	公園・緑地	都市幹線道路(概ね10年以内に整備)	
		都市幹線道路(概ね10年以降)	